

平成29年 2月23日

第96回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第96回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年2月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号
会議年月日 平成29年2月23日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩

事務局次長兼
農業振興係長 宮田秀一

農地係長 千葉芳治

本日の案件 第96回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>【開会】</p> <p>それでは、本日は大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本年度も残すところあと1か月となったところでございます。アクセルを見直す、又はギアをチェンジして事務に支障がないように進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それではただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行いますので、ご起立願います。先唱を22番、新田佐悦委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により、記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は29名であります。定足数に達しておりますので、直ちに第96回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。20番、鳥屋部静夫委員から欠席する旨の届出があり、これを了承しましたので報告します。なお、25番、綱木秀次委員からは届出がございませんので、遅れているものと思っております。事務局次長、宮田次長につきましては、通院のため、遅れて会場に入りますことをご承認願います。</p>
議 長	<p>【会長報告】</p> <p>続いて会長として出席いたしました会議等について、ご報告いたします。</p> <p>1月26日、平成28年度遠野市農業再生協議会臨時総会が、本とびあ庁舎で開催されました。内容につきましては、とも補償の関係でありました。10aあたり9,000円にしたいという原案でありましたけれども、9,000円では農地を、米作りを受ける側が少し高いと、それだけでなく200haほど遠野市で面積が余っているものですから、従来通り7,000円ではいかかかということの修正案が提案されまして、可決され、既に皆様ご承知のとおり10aあたり7,000円のとも補償で通知になっているところであります。</p> <p>2月1日、農業委員会法改正に伴う農地利用最適化推進委員についての意見交換を、農業委員会事務局職員の出席及び市の職員にも出席いただき、聞き取りをさせていただきました。聞き取りというより意見交換をさせていただきました。これは農業委員会法改正に伴いまして農業委員会会長が農地利用最適化推進委員を委嘱するようになってございますので、この委嘱する数字についてどのように考えていったら良いか、今、組織検討会でご検討いただいているところでありますけれども、そういうふうな意見交換をしたところであります。</p> <p>2月6日、第16回遠野地方Y・Y・Y発信フォーラムがあえりあ遠野でございまして、出席をいたしました。これは、給食に提供するレシピ等試食させていただきましたが、どれをとっても美味しく子供たちのためにも良いなと思ったところであります。農業委員にも、女性農業員にもこのご馳走を作って参加していたようであります。その後の研修会というよりも活動紹介があったわけですが、菊池さん、及川さんが発表されました。都会から来られた方々ですけれども、お2人とも素晴らしい内容での発想というか提案というか発表がございまして、感動を覚えたところであります。いつかは農業委員会でお招きをしてお話をお聞きするべきだなというふうに関心を持ったところであります。女性のアイデアというふうに関心しました。これからは色んな審議会、委員会の女性のご意見に期待するところであります。</p> <p>2月13、14日、市町村農業委員会会長研修会が盛岡市でございまして、出席をさせていただきました。この会議は、新農業委員が、報酬はありますけれども、上乗せ条例ができるようでありまして、上乗せというのは歩合制、農地の利用集積した面積、%提示によって報酬を上乗せしていくというような内容の説明が岩手県にも出されましたので、これについては異議を申し上げました。と言うのは、既に岩手県では平場を中心として全国でもトップレベルの農地集積の集積率になっています。これから行おうというのは中山間地帯です。中山間地帯をどう担い手に集積していくか、至難の業です。おそらく厳しいだろうということから考えると、上乗せ報酬は期待が極めてできないということから、この制度は国の勝手な考えだということをお願いさせていただきます。言える場があったらこのような意見があったと伝えて欲しいということをお述べてきたところであります。次の日には青</p>

森県弘前市の事務局長、川田事務局長の講演がありまして、弘前市は既に新法でも農業委員会活動をなされております。この局長の考え方は素晴らしいものでありまして、1年間しか経験なされてないのだそうですけれども、新しい農業委員会はスタート地点が大事だと、スタートで決まってしまうと、そこで、色んな分析をして提案をしてきた。小委員会から、総会戦術から、農業委員の数、農地利用最適化委員の数、報酬、すごい分析をして新しい農業委員会体制を組んできた。それで質問をさせていただきました。ここまで分析をなされているのは素晴らしい、それで忌憚のないご意見として、感想をお聞きしたいと質問しましたところ、残念ながら農業委員への応募数が少なかったこと、そして女性農業委員の応募が少なくて登用が本当に少なかった、これが反省だということでありました。これを踏まえて、今から後2年数か月後に新しい方向を見出していくという、もうそこに入っているという素晴らしい内容の研修をすることが出来たところであります。

2月17日、女性農業委員との意見交換会をさせていただきました。間もなく1年数日で私たちの任期が終わるわけですが、女性農業委員の登用が、農業委員に限らず市役所でも農協でもそうなのですが、女性の登用を3割にするというのが国の方針でありまして、これに近づけていかなければならないというところでもあります。従って、女性の登用をどうしていくか、登用と言ってもご本人がなろうという気持ちがあればいいんですけど、その辺の意見交換をさせていただいたところであります。

2月21日、農業委員会運営委員会を開催させていただきましたが、この中ではまさに当農業委員会の新組織、来年度3月2日から新しい体制で臨むこととなりますけれども、それに伴う条例改正は9月市議会での提案ということになります。従って、市長からは11月末にこの条例改正案の素案を農業委員会で作っていただきたいという要請が文書でありますので、これに組織検討会で検討を重ねてきておりますので成案をもって市長へ答申していかなければならない義務があります。また、日程から言いますと、2月中に市長に素案を提出する予定ではありましたが、まだ調整中ということなので、中間報告ということではございますが、組織検討会 北湯口委員長さんにお越しいただきまして、色々進めている内容についてお聞きしたところであります。2月は、今日この後組織検討会の会議があるようでございますけれど、2月中に提出するのは、総会今日ですから、不可能になったかなということですので、3月にはぜひ成案をもって市に届けなければならぬということとそれこそギアをハイにして励んでいただければというお願いを申し上げるところでございます。以上私の出席した会議等についての報告といたします。

【事務事業経過報告】

議 長

続いて、今月の農業委員会事務事業の経過については、事務局長に説明を求めます。

事務局長

それでは、私の方からはお手元の事務事業経過報告書に基づきましてご報告をさせていただきます。

1月28日、経営戦略セミナーが盛岡で開催されましたが、これには会長職務代理者、似田貝農政専門委員長、奥寺農政専門副委員長の3名が出席をしております。

2月10日、農地法等申請締切日でございました。これに基づきまして2月15、16日農地転用等現地確認調査を行ったところでございます。

なお、この現地確認調査を行っていただいたものにつきましては本日議案として提案しているところでございます。

2月17日、平成29年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議がございまして、似田貝農政専門委員長が構成メンバーになっておりまして、農政専門委員長に座長として出席しております。

2月17日、農政専門委員会が開催されました。これは報告第5号で会長から報告なされます。同じく2月20日、農地専門委員会についても報告第6号で会長から報告なされます。

そして本日、第96回遠野市農業委員会総会でございます。総会終了後につきましては、組織検討会そして農業委員会だよりの編集委員会議事ということで、ちょっと時間がないものでございまして、同時並行でこのような形で進めて参りたいと思っております。

明日以降の主な行事予定を上げさせていただきます。

2月24日から3月10日まで、明日開催になりますが、平成29年3月遠野市議会定例会でございます。これにつきましては、明日そして2月27日、28日一般質問ですが、これに本会議ということで会長が出席ということになります。3月3日と10日最終日も本会議でございますがこれに会長が出席されます。

2月25日、飯豊・沢田地区営農組合総会がございます。これには会長が出席でございます。

2月26日、菊池市・西米良村交流団及び菊池市区長協議会歓迎交流会が開催されまして、会長が出席されます。

2月27日、遠野ホップ農協の通常総会、生産振興共進会が開催されます。これに、会長にご案内でございましたが、似田貝農政専門委員長に出席をお願いしているところでございます。

3月9日、女性農業委員活動推進シンポジウムが東京での開催になります。

3月10日、農地法等申請締切日、3月13日、岩手県農業会議常設審議委員会で常設審議委員会終了後に農業会議定期総会が開催の予定でございます。3月13日、遠野市葉たばこ生産改善共進会が開催されます。会長にご案内でございますが、常設審議委員会と重複いたしますので常設審議会のほうに出席予定でございます。

3月15日、農地転用等現地確認調査日でございます。これもまたあらかじめでございますが、実はここには載せておらないのですが、3月16日に遠野市農林水産振興大会が開催される予定でございます。もし確認調査の件数が多い場合は14、15日に調整をさせていただくことも有るかと思っておりますので、そこはご了承いただければと思います。

なお、3月16日の農林水産振興大会ですが2月21日の夕方に運営委員会が開催されましてこれからのご案内発送ということになっておりますので、時間がございませんが、開催通知が届き次第皆さんに出席依頼を出したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

第97回の総会は3月24日開催予定でございます。

以上、事務事業経過報告とさせていただきます。

【専決処分等の報告】

議長 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告します。

事務局長 報告第1号について説明いたします。議案書の第1ページでございます。農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された3名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成29年2月17日に会長が専決処分をいたしまして届出者に受理通知書を交付いたしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。

議長 ただ今局長から報告した案件について、質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局その内容を報告願います。

農地係長 2ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。

1番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。1筆4,110㎡。

2番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。計13筆15,745㎡。

番号1番・2番、農業経営基盤強化促進法の利用権全部解約です。

	<p>なお、番号1番は貸人の都合によるもの、2番は借人が高齢で営農が困難になったためによるもので、番号2番につきましては議案第70号の番号60番で新たに基盤法による利用権設定に係る計画の決定の提案がなされています。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局その内容を報告願います。</p>
農地係長	<p>3ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、でございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。</p> <p>1番。届出者。●●町、●●●●。1筆1,049㎡。市道と塀そばに挟まれた窪地の農地のため、河川が増水するたび冠水するため、客土をし、耕作の利便性の向上を図るものでございます。</p> <p>2番。届出者。●●町、●●●●。2筆3,767㎡。農地が道路より低いので全体に盛土をし、周囲の農地との段差を解消し、農作業の安全性向上と効率化を図るものでございます。</p> <p>3番。届出者。●●町、●●●●。1筆1,646㎡。農地が道路より低いので全体に盛土をし、農地への出入りの急傾斜を解消し、農作業の安全性の向上と効率化を図るものでございます。</p> <p>以上3件報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p> <p>確認させてください。議長から。</p> <p>1番ですけれども、窪地のため冠水するということで客土ということでありましたが、地目が登記簿現況等では水田、田であります。盛土したことによって用水等について問題はないということですか。それとも地目は田だけれども転作等して使うということなのか。</p>
農地係長	<p>現況を確認したところ、田で使用しておりました。用水につきましては確認しておりませんでした。</p>
議 長	<p>1番については、盛土はするけれども水田として使うということで、当然用水も確保されているという内容です。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第4号、遠野農業振興地域整備計画変更の報告について、事務局その内容を報告願います。</p>
農地係長	<p>4ページです。報告第4号、遠野農業振興地域整備計画変更の報告について、でございます。農業振興地域整備計画に係る法律第13条第4項の規定による遠野農業振興地域整備計画の変更の決定について遠野市長から決定通知がありましたので報告するものでございます。</p> <p>1番。土地の所在。●●町、1筆4,327㎡。変更理由。牛舎、パドック。事業計画者、●●町、●●●●。</p>

	<p>2番。土地の所在。●●町、2筆 1,990㎡。変更理由。牛舎。事業計画者、●●町、●●●。</p> <p>番号1番・2番、変更内容は農用地区域の用途変更です。</p> <p>以上2件報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p> <p>議長から確認させてください。用途変更ですから、農用地を農業用施設に変更するという計画ですか。</p>
農地係 長	<p>そのとおりでございます。農用地に農業用倉庫、牛舎等を設置する場合は軽微変更になるものでございます。</p>
議 長	<p>農地を農業用施設に変更していきたいということのようでございます。質疑ございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第5号、議案第78号関連でありますけれども、農政専門委員会に付議した事項について報告をいたします。平成29年2月10日付けで遠野市長から依頼があった農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見聴取については、重要案件であり事前調査が必要と考えまして、平成29年2月17日に農政専門委員会を開催して事前協議をしていただきました。結果について農政専門委員会委員長から以下のとおり報告がございました。</p> <p>委員から、農家にとって非常に重要な計画にも関わらず、協議資料の提示が会議当日であり十分な審議ができないとの意見があったが、市で見直そうとする内容については、わさびの振興や新規就農者によるホップ栽培の奨励など、おおむね10年先を見通した遠野市農業の振興を考慮した構想でございました。よって、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づきまして本総会に報告いたします。農政専門委員会委員の皆様大変ご苦勞様でございました。</p> <p>次に、報告第6号、議案第74号関連でございますが、農地専門委員会に付議した事項についてご報告いたします。平成29年2月10日付けで遠野市長から依頼がありました遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見聴取については、重要案件であり事前調査が必要と考えまして、平成29年2月20日に農地専門委員会でご協議をいただいたこととございました。結果について、農地専門委員会委員長から以下のとおり報告がありました。</p> <p>農業振興地域からの除外案件2件の判断に当たっては、現地を確認しながら内容を協議いたしました。</p> <p>●●町の案件については一般住宅用地として、●●町の案件は農家住宅及び事務所に加え作業員駐車場用地を、それぞれ農業振興地域から除外したいという計画であった。</p> <p>農地専門委員会の協議では、それぞれ4カ所の候補地を検討しているようであったけれども、所有者の同意が得られない等により変更計画案の示された場所は内外性がない、又、面積も必要最小限と判断されることから市の変更計画案は異議なしとのことでありますので、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づきまして本総会に報告いたします。農地専門委員会の皆様大変ご苦勞様でございました。</p> <p>次に、議案審議に先立ち、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは、配偶者に関する事項について、該当委員はその議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなります。あらかじめご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人名並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>

	<p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に 23 番 田中ナオ子委員、24 番 濱田平八郎委員、会議書記には事務局、宮田秀一次長を指名いたします。</p> <p>なお、宮田次長がまだ見えていませんのでその間は代わって、代理して、千葉係長を指名いたしたいと思えます。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係長	<p>5 ページです。第 96 回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第 3 条、今月計 8 件、46,547.91 m²。利用集積、今月計 60 件、356,462 m²。法第 4 条、なし。</p> <p>6 ページです。法第 5 条、今月計 8 件、10,747 m²。適用外、今月計 1 件、688 m²。法第 18 条第 6 項、今月計 2 件、19,855 m²。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第 2】</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 68 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>7 ページです。議案第 68 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1 番。●●町、5 筆 8,800 m²。●●町、●●●●。●●町、●●●●。相手方の要請により譲り受ける、労力不足のため譲り渡す、贈与です。</p> <p>2 番。●●町、4 筆 5,265 m²。●●町、●●●●。●●町、●●●●。相手方の要請により譲り受ける、労力不足のため譲り渡す、贈与です。</p> <p>3 番。●●町、1 筆 414 m²。●●町、●●●●。●●県、●●●●。相手方の要請により譲り受ける、遠隔で耕作不便のため譲り渡す、贈与です。</p> <p>4 番。●●町、1 筆 2,125 m²。●●町、●●●●。●●●●、●●●●。新規就農のため買い受ける、相手方の要請により売り渡す、売買です。</p> <p>なお、関連といたしまして、議案第 71 号 2 番で、I ターンで遠野市へ移住するため農家住宅の建築に係る農地転用の許可申請書も提出されております。</p> <p>5 番。●●町、1 筆 4,978 m²。●●町、●●●●。●●町、●●●●。規模拡大のため買い受ける、相手方の要請により売り渡す、売買です。</p> <p>6 番。●●町、1 筆 347 m²。●●町、●●●●。●●県、●●●●。相手方の要請により譲り受ける、遠隔で耕作不便のため譲り渡す、贈与です。</p> <p>8 ページです。</p> <p>7 番。●●町、9 筆 10,002.91 m²。●●町、●●●●。●●町、●●●●。父から譲り受ける、後継者（子）へ譲り渡す、生前一括贈与です。</p> <p>8 番。●●町、14 筆 14,616 m²。●●町、●●●●。●●町、●●●●。相手方の要請により譲り受ける、労力不足のため譲り渡す、贈与です。</p> <p>以上 8 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願いします。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
19 番委員	<p>19 番、小向です。2 月 15 日、事務局 2 名と担当委員 1 名の 3 名で現地確認を行いました。まず、1 番の案件ですけれども、実質今までも譲受人が採草地として牧草を転作しておりました。利用管理しており何ら問題ないと確認しました。2 番の案件ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、土地の所在地は譲受人の傍にあることからこちらの案件も何ら問題ないということで確認しました。3 番ですが、こちらも親戚関係にあり譲渡人は遠</p>

		<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>それでは1つ事務局に確認をさせてください。3番、●●●●さん、●歳の方であります。贈与を受けて良い基準というのが、8つの中にいずれかに該当するときは許可されませんという規定があります。その2つ目に、権利を取得しようとする者が農業経営に供すべき農地の全てについて耕作すると認められない場合は、又は、耕作しないで他人に転売したり貸し付けたりするために権利を取得しようとすることは許可を出来ない、ということが書いてありますが、この70歳の高齢の、後継者等はあるのですか。</p>
農地係	長	<p>お答えいたします。●●●●で、旦那さんと2人暮らしでございます。今回の土地ですけれども、贈与される土地の隣接地にも農地を所有して現在耕作されております。後継者は、住基上は見当たらないので市内にはいないのかなと考えられます。</p>
議	長	<p>3番の案件については、高齢化されているのかなという思いがあって質問させていただきました。いずれ、今もご夫婦で耕作されており、隣に土地を持っておられるということで間違いなく耕作をしていくということでの説明でありました。 質疑はございませんか。</p>
		<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第68号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】 続きまして、日程第3、議案第69号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>9ページです。議案第69号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてご説明いたします。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものでございます。 1番。申出人、●●町、●●●●。経営の規模拡大のため遠野市内での経営地の買受けをあっせん申出、でございます。 2番。申出人、●●町、●●●●。●●町●●●●地割●番●。1筆9,349㎡。売渡しのあっせん申出、でございます。 あっせん委員といたしまして●●●●委員、●●●●委員の2名の上程でございます。あっせんの申出がございまして、同要領に基づいてのあっせん委員につきまして、ご意見を願います。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>説明が終了いたしましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14番委員		<p>確認させて下さい。現況地目は畑ですけれども登記地目も畑ということによろしいですか。</p>
農地係	長	<p>お答えいたします。畑です。</p>
議	長	<p>現況も登記地目も畑ということでもあります。その他質疑ございませんか。</p>
		<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 69 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 4】 続いて、日程第 4、議案第 70 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>議案第 70 号、農地利用集積計画の決定について、を説明いたします。説明につきましては、これまでどおり新規案件のみとしまして番号、利用権の設定をうける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読み上げて説明させていただきます。</p> <p>4 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●、2,768 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>6 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●、他 4 筆。5,809 m²。5 年、使用貸借。</p> <p>8 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●、他 1 筆。6,099 m²。5 年、使用貸借。</p> <p>14 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●、他 3 筆。11,336 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>15 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●、他 3 筆。6,179 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>16 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●、他 3 筆。6,477 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>17 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●、他 3 筆。4,117 m²。5 年、使用貸借。</p> <p>18 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●、他 1 筆。2,626 m²。5 年、使用貸借。</p> <p>19 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、3,154 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>23 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、1,534 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>24 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●、他 4 筆。10,059 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>25 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、2,410 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>31 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●、他 1 筆。4,867 m²。10 年、賃貸借。</p> <p>35 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、他 2 筆。2,913 m²。4 年 11 か月、賃貸借。</p> <p>37 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、他 2 筆。7,303 m²。10 年、使用貸借。</p> <p>38 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●、他 1 筆。4,688 m²。10 年、使用貸借。</p> <p>42 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●、他 2 筆。6,670 m²。4 年 11 か月、賃貸借。</p> <p>49 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、他 3 筆。9,450 m²。4 年 7 か月、賃貸借。</p> <p>51 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、他 4 筆。3,112 m²。10 年、賃貸借。</p> <p>53 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●地割●-●、他 3 筆。6,576 m²。10 年、使用貸借。</p> <p>54 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●地割●、他 1 筆。3,880 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>55 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●地割●、1,300 m²。5 年、賃貸借。</p> <p>56 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●地割●、1,958 m²。1 年、使用貸借。</p> <p>57 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●地割●、他 2 筆。4,648 m²。3 年、使用貸借。</p> <p>58 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●地割●、他 1 筆。1,837 m²。5 年、使用貸借。</p> <p>59 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●地割●-●、他 1 筆。3,062 m²。5 年、使用貸借。</p> <p>60 番。●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●●●●●地割●-●、他 8 筆。10,777 m²。4 年 10 か月、賃貸借。</p>

		<p>以上でございます。よろしくご審議お願いしたいと思います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより、質疑に入ります。3番、6番、8番及び9番について、質疑ございませんか。</p>
議	長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより、質疑に入ります。43番について、質疑ございませんか。</p>
議	長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより、質疑に入ります。53番について、質疑ございませんか。</p>
議	長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。3番、6番、8番、9番、43番及び53番を除く54件について、質疑ございませんか。</p>
議	長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第70号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議	長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>再開いたします。日程第5、議案第71号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>

農地係長	<p>お答えいたします。5条の転用に係る土地の購入費ということで100万円ということで提出されております。</p>
14番委員	<p>14番、千葉です。先ほどの●●さんという方は新規就農者なのですか。借受人の耕作面積がゼロなのですけれど。先ほどの説明だと1反以上が農地であればということをお話していましたが3条で取得したのが2,125㎡そして今回1,253㎡ですので実際農地として残っているのは。</p>
議長	<p>今、千葉委員からご質問のとおり、農地法上は新規に農業を営もうとする場合5,000㎡以上、5反以上を持たなければ農地の取得ができないということですが、遠野市は下限面積に1,000㎡、1反と決めておりますので1,000㎡以上取得していれば農地は取得できるということになります。</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第71号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第6】</p> <p>続いて、日程第6、議案第72号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>23ページです。議案第72号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番。申請人。北海道札幌市、DCMホームマック株式会社。承認を受けようとする土地。松崎町、20筆。21,810㎡。許可目的を変更する理由につきましては、ホームセンター棟、テナント2棟のうち1棟は出店済みであるが事業期間内に残り1棟のテナント出店ができなかったため、事業計画が完了できるよう期間を設定し、出店可能な企業の誘致活動を引き続き行うための事業計画の変更でございます。</p> <p>2番。申請人。上郷町、株式会社栄組。承認を受けようとする土地。上郷町、2筆、4,003㎡。許可目的を変更する理由につきましては、資材置き場、車両置き場を目的として転用許可を受けていたものですが、当初計画していた各工事現場からの残土による盛土材の土量が確保できなかったため期間を延長し事業を実施するための事業計画の変更でございます。</p> <p>以上2件、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第72号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第7】</p> <p>続いて、日程第7、議案第73号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>24 ページです。議案第73号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番。土地の所在地。小友町、1筆、688㎡。申請人。小友町、小松大成。利用の状況及び手続きを怠っていた理由等は、亡父が昭和35年に畜舎を建築し現在に至る。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものでございます。</p> <p>なお、昭和35年に畜舎を建築したものであり本体の畜舎の建て替えに伴い土地を確認したところ農地であったことが判明したものでございます。</p> <p>以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果等の説明を求めます。小友地区担当委員お願いします。</p>
4番委員	<p>4番、佐々木です。15日、現地を確認しました。場所は鷹鳥屋、今、事務局で説明ありましたが、現在は畜舎が建っており宅地と確認しました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第73号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第74号「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>25 ページです。議案第74号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について、でございます。別資料といたしまして、遠野市長から農業委員会会長に宛てました遠野農業振興地域整備計画変更案についての意見聴取を添付してございますので、説明につきましては、添付資料で説明をさせていただきます。農業振興地域整備計画におきましては、おおむね5年ごとに行われ、経済事情の変化、その他情勢の推移によりまして定期見直しまで待つことのできない緊急性、必要性があると認められる場合に限り随時変更見直しができることとなっております。この手続きに当たりましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の関係機関に計画変更案に対する意見照会を行い、変更計画案に対して意見を述べられることになっております。本日お渡ししております資料において、平成29年2月10日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意見聴取がありましたので、計画変更案について農地専門委員会で2月20日に協議し、農地専門委員会では異議なしとして会長に報告してございますが、その内容につきましてご説明をしたいと思います。農用地区域からの除外申請は2件でございます。それぞれ事業計画地の選定にあたって、事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地が無かったため申請地に事業を計画しているものでございます。</p>

	<p>資料のページ1-1をご覧ください。1番、事業計画者。●●県●●市、●●●●並びに●●町、●●●●。事業目的は、仕事の都合から夫は●●県に妻は遠野市に暮らしていますが、将来的な生活基盤を安定させるため妻の生まれ育った遠野市に永住することを決め、新たに住宅を建築しようとするものです。夫婦共働きのためこれからの子育てについて妻の両親の支援が必要なことから、実家に近い地域で農用区域からの除外が申請されました。除外面積は381㎡。事業計画概要は、住宅1棟、駐車スペース2台分、通路、庭となっております。除外後は第1種農地と判断され例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>次に資料のページ2-2をご覧ください。2番、事業計画者。●●町、●●●●。事業目的は、事業計画者の居宅が築●年を過ぎ、老朽化が著しく先の大震災で壁が崩れ修繕する必要があることから、新たに建築を考え、また、自らが受託する■●■●の■●業務において防疫管理を徹底する必要があることから、■●内への従業員の車両の出入りを禁止し、申請地に事務所及び従業員駐車場を整備し、農場専用の車両により■●内へ出入りするものです。土地の選定にあたっては、事業並びに従業員の利便性から■●■●農場に近い地域で農用区域から除外が申請されました。除外面積は1,473㎡。事業計画概要は、農家住宅1棟、事務所1棟、駐車スペース15台分、花壇、通路、庭となっております。除外後は第1種農地と判断され例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>以上2件ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。農地専門委員会委員長報告は報告第6号の行為であります。さっそく質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第74号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>続いて、日程第9、議案第75号、「農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>26ページです。議案第75号、農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について、でございます。下記の者から証明願がありましたので、証明の可否を求めるものでございます。</p> <p>1、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受けるための適格者証明で、番号1番から8番までの8件は平成28年に生前一括贈与が行われたものです。</p> <p>2、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適格者証明で、番号1から33までの33件は、3年に1度の引き続き農業経営を行っている等の確認でございます。右端の国税・県税への丸印で一方に記入がないものがあります。国税の贈与税について、全部担保としている方は証明の必要がないこととされております。県税の農産所得税につきましては、既に納付されている方は丸印がついていないものでございます。以上合計41件につきまして、証明可否決定をお願いいたします。</p>
議 長	<p>証明可否決定にあたって、どういうふうなところをポイントに審査するかをもう少し詳しく説明願います。</p>
農地係長	<p>納税猶予の適用を引き続き受けるためには、3年に1回の引き続き農業経営を行っている等の証明書を税務署等に提出する必要があります。その確認ですけれども、引き続き現</p>

	<p>在も農業経営を行っているか、また、農地転用や売買をしていないかといったことの確認でございます。</p>
議 長	<p>端的に言うと、納税猶予を受けた土地については、貸すことも、売ることも、転用もできない。転用した場合については、税金を納税しなければならないということになるので、今現在耕作をきちとなされているか、転用もしていない、売買もしていない、貸し借りもしていないということの確認をしてください、ということですか。</p>
農地係長	<p>会長のおっしゃったそのとおりでございます。売買、貸し借り、転用されている場合には、納税猶予受けられた土地の20%以上がそのようなものに該当すれば全確定ということで贈与税支払うことになりまして、20%以下であればその一部確定ということでその部分の贈与税を支払うことになっております。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、ただ今事務局の方から詳しく説明ありましたとおり、この方々がきちと耕作なされているか、転用もしていない、又は、売買もしていない、その土地が貸し借りもしてなくて自分が耕作しているか、ということの確認であります。それでは、各町単位で適格者等の確認をお願いいたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。それぞれ町単位で確認をいただきましたが、この名簿に記載されている方で、事務局から説明されたとおり、確認してみても問題等はございませんでしたか。有れば、ご発言をお願いします。</p>
農地係長	<p>すみません、1件訂正がございます。1の6番。受贈者、●●●●。贈与者、●●●●と記載しておりましたけれど、こちら受贈者が●●●●、贈与者が●●●●の誤りであります。すみませんが訂正をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の方から記載ミスということで、受贈者が●●●●、贈与者が●●●●とそれぞれ誤りがあったということで、お詫びを申し上げ訂正をお願いいたします。それでは、それ以外には疑義のあるところは無しということでよろしかったでしょうか。</p>
委 員	<p>確認いたしますけれど、2-14番の●●●●さん、9ページのあっせんで売渡し申出がありました。これは関係ないですか。</p>
農地係長	<p>お答えいたします。こちらのほうは確認いたしまして、あっせんで申出を受けたほうは生前一括贈与の土地には含まれておりませんでしたので、該当しない土地ということですよ。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第75号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第10】</p>

議 長	<p>日程第 10、議案第 76 号「平成 29 年度遠野市農業労賃標準額の設定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第 76 号、平成 29 年度遠野市農業労賃標準額の設定について説明いたします。議案につきましては、議案書の 28 ページでございます。内容につきましては、別表で配布しております平成 29 年度農業労賃標準額表（案）でベース案を折りたたんでおりますので、資料のご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>本件につきましては、2 月 10 日に開催されました遠野地域農業機械銀行作業労賃検討会、並びに 2 月 17 日には共済組合、森林組合、認定農業者協議会、遠野農林振興センター等で構成された、平成 29 年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議での協議結果を踏まえた内容となっております。</p> <p>なお、機械の部でございます。これにつきましては、遠野地域農業機械銀行作業労賃検討会で協議いたしました。結果、平成 28 年度据え置きでございます。</p> <p>なお、田植えにつきましては、近年、箱処理剤と同時散布が多くなっておりますので、後段に箱処理剤は明記しております。箱処理剤を設定した個所を読み上げます。除草剤、箱処理剤の同時散布は 540 円増しです。</p> <p>なお、540 円には薬剤費は含まれません。この単価は機械作業です。</p> <p>また、人力の部でございます。岩手県の 1 時間当たりの最低賃金が 10 月 5 日に改正されております。1 時間当たりの最低賃金は 716 円。8 時間を 100 円単位で表記する場合は 5,800 円を下回らない額を設定することは法的に求められております。そのため、昨年度まで 5,600 円と設定していた作業を 5,800 円に改めるものでございます。また、山林作業でございますが、昨年度の単価より 2,000 円増ししております。理由は、畦畔の草刈り作業が 2,000 円でございますので、6 時間作業を行えば昨年度までの山林の刈り払いの 11,700 円を上回ってしまいます。2 月 17 日に開催されました検討会におきましては、畦畔の草刈り作業の減額意見もございましたが、日本型直接支払制度、中山間直接払い、多面的支払認定本表の単価を用いて作業日報を算出している組織があることも鑑みまして、山林作業にも単価調整を行うことといたしました。山林作業は近年 3 K 作業と言われ、担い手の育成が非常に悩ましくなっております。林業従事者の確保のためにも 2,000 円増しという単価は妥協であると、2 月 17 日の検討会で判断されたものでございます。</p> <p>以上ご審議の上、設定の判断につきましてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>もう少し詳しく、最低賃金から、5,600 円だったのが 5,800 円にしなければならないというのは分かりましたが、全て 5,800 円と記載されているのは昨年までは 5,600 円だったのですか。</p>
事 務 局 長	<p>そうです。</p>
議 長	<p>今、事務局から説明ありましたとおり、田植えについて、機械作業の場合は今、田植え機械に除草剤散布機と箱処理剤散布機を付けて同時に散布する機械になっています。作業省力化のためにそうなっております。これについて、それぞれ除草剤 540 円、処理剤 540 円と割増していくという内容。そして人力の部については 5,800 円と記載されているのは、最低賃金法によって 5,800 円を下回することはできなくなったということで、5,800 円と記載されているのは、昨年まで 5,600 円でしたから 200 円増という原案であります。</p> <p>それでは、説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>この案件につきましては、機械銀行さんとの懇談、そして農政専門委員会等々で協議しての提案であります。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 76 号については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号、平成 29 年度の農業労賃標準額については、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 11】 続いて、日程第 11、議案第 77 号「非農地証明願の承認について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>議案第 77 号、非農地証明願の承認について、をご説明いたします。農地パトロール利用意向調査で判明した荒廃農地（B分類）について、非農地判断する旨の通知をしたところ、土地所有者から非農地証明願が提出されたので農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地（非農地）である承認を求めるものでございます。番号、土地の所在地、面積、願出者の順に読み上げてまいります。</p> <p>1 番。●●町●地割●-●、畑、1,161 m²。●●町、●●●●。</p> <p>2 番。●●町●●●●地割●-●、畑、1,285 m²。●●市、●●●●。</p> <p>3 番。●●町●●●●地割●、畑、780 m²。●●町、●●●●。</p> <p>4 番。●●町●●●地割●、田、1,970 m²、他 2 筆。合計 4,236 m²。●●町、●●●●。</p> <p>以上 4 件でございます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4 番 委 員	<p>4 番、佐々木です。毎回総会で非農地証明願の届出が出ますが、期限というかそういうのが近づいているもの、まだどのくらい願が出ていないのか、前々回から質問したのですが、もし出ていないのであれば、働きかけて確認をした方が良くないかと質問しましたが、今現在はどのくらいあるのですか。</p>
事務局次長	<p>はい、お答えいたします。皆様の方には 1 月末までに届出をお願いしたいということで発送しております。それで、現在まだ提出されない方が 29 名程ございます。前々回、未提出者の名簿を配布するということでお答えしておりました。その後、1 月末提出ということでございましたので、状況を見ておったのですけれど、前回の総会、そして今回の総会で、1 月までの届出に対しまして何件か提出がございましたので、まだ名簿の方見合わせておったのですが、もう 2 月でございます。年度末に向かっておりますので、未提出者の名簿につきましては次の現地確認の際に、29 名の方につきましては、お配りをしたいと思いますので、その働きかけにつきましてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>この件については、前回総会でそういう要望があったと記憶しておりますが、担当者へお話したところ、引き続き証明願が届いているので、ちょっと待っていただけないかということでした。ところが、今回 4 件しか出てこなかったという現状であります。非農地判定した人には通知しますけれども、その所有者が灌木等を抜根してまで農地に戻したいという場合は非農地の証明願は届かないわけです。せっかく B 判定したから非農地にしたい方がいいという勧め方をしているのかというものもありますので、該当する方々の農家の意向を尊重するという方向になるかと思いますが、いずれ名簿は上手な話し方で、どうしますかという相談の上で勧めていただければよろしいかなと思っています。</p> <p>事務局、確認しますが、3 月の現地確認には間違いなく名簿を配布するというところでよろしいですか。よろしいでしょうか。</p>
4 番 委 員	<p>実際非農地願を、詳しいことを把握していなくて、出せない人もいるみたいですから、例えば農業委員が、自分で農地に戻さなければいけないこととか説明してあげることも。</p>
議 長	<p>そのことで、3 月には出ささせていただくということで。まさに今、佐々木委員がお話されたとおりに、農業委員の業務でもありますからよろしくお願ひをしたいと思います。その他、質疑ございませんか。</p>

議 長	<p>「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 77 号については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 12】</p> <p>続いて、日程第 12、議案第 78 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局 長	<p>議案第 78 号でございます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見決定でございます。これにつきましては農業経営基盤強化促進法第 6 条第 4 項、同法施行規則第 2 条の規定によりまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、遠野市長から協議がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>なお、資料といたしまして、皆さんのお手元に、A 4 両面刷りのカラーの資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における指標設定について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想本文、それから新旧対照表でございますが、この 3 つの資料お配りしております。</p> <p>なお、冒頭に会長の方から、農政専門委員会での報告事項でもお話をされましたが、資料配布が当日ということで十分な議論ができないのではないかと農政専門委員会でもございました。確かにそのとおりでございます。農政専門委員会、運営委員会で協議していただきまして、そのものは当日総会のお場で配りしたものでございますが、運営委員会から総会までの期間が少ないため配布が当日になったことにつきましては、こちらの方でもお詫び申し上げるところでございます。市長部局の方にもあらかじめ伝えてございます。</p> <p>それでは本題に入ります。非常に資料が膨大でございますので、今回見直しをさせていただく部分の要点を絞ってまとめたものが 2 枚物の資料でございます。この資料は岩手県の基本構想を作成する際に説明した資料をお借りいたしまして、遠野市の基本構想の見直し部分を朱書きしたものであり、朱書きの部分をご覧になっていただければと思います。これに関しましては 5 年毎に基本構想を見直ししてございます。法律上で基本構想は市町村で作成することになっております。そして、その前に県の方では方針を作成することになってございます。つまり、県で基本方針を作成してそれを基にして作成するという法律の内容です。そしておおむね 5 年ごとに変更するというので本年度がその年にあたってございますので、遠野市長の方から変更案がまとまったので、法律に基づきまして農業委員会の方で意見を伺うということになってございます。</p> <p>まず、年間所得。将来の年間所得目標が 380 万となっているものでございますが、県の方の基本方針が 400 万円程度となっておりますが、データによって試算する計算式がありまして、認定農業者の方に経営改善計画で情報を出していただく際にその年間目標を 380 万と設定していただきますが、なかなかそれを超える方が少ないということで、市の方でも検討して 380 万据え置きといたしました。そして従たる従事者ですが夫婦、家族での目標所得を定めてありますが、主が 380 万、従が 110 万とここも据え置きでございます。</p> <p>次のページですが、年間労働時間でございます。主たる従事者 2,100 時間程度、従たる従事者 1,000～1,500 時間と定めてございますが、これは県と同水準でございます。</p> <p>そして青年農業者でございます。県の基本方針が 250 万程度据え置きとなっておりますが、遠野市の方も県と同水準となっております。</p> <p>営農類型でございますが、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思いますが、4 ページでございます。県の方針を加味しながら見直しをさせていただきまして、遠野市としては戸別経営 15 類型から 17 類型、内容については 3 類型を追加し 1 類型を削除し、ミニトマト、ニラ、ブルーベリー、特徴的なこととしましてワサビを追加したということでございます。</p>

4ページから、多少端折って説明をさせていただきますが、赤枠の部分が変更した個所でございます。ほうれんそうは雨よけ栽培 4.7 回転、水稻は2 作業委託、内容は収穫、乾燥調整、トラクターが 30 馬力から 20 馬力、といったところですが。これにつきましては農政専門委員会で、なかなか 20 馬力となると作業効率が上がらない、又、なぜ水稻を 2 作業委託にしたのか等質問がございましたが、ただ、全般的に営農類型に記載された農業経営を実践することで、まず 380 万の所得確保が可能になるように、県の農業生産体系というシステムで試算をしたということです。確かに 30 馬力から 20 馬力で作業効率が上がるわけではありますけれど、設備投資のコストの抑制のためにも最低限の労力で試算をさせていただいたと、そして、設備投資がかさむ収穫、乾燥調整を委託することのコストを抑えると、それを中核にして今回は営農類型の変更、県からの指導でございましたので、そのような形で見直しをさせていただいたということです。

その他にも 4 ページ、2ha～5ha の生産方式、きゅうりは露地作型、ピーマンは露地作型、アスパラガスは春～5 月穫り等、具体的に記載をさせていただきました。りんごについても同様でございます。県の基本方針に基づきながらこのような見直しにさせていただいたところがございます。

6 ページ、ここでの営農類型、変更前は「わさび+花き」でしたが、「わさび+野菜」、特にも、にら、市の重点品目にも入っておりますので、追加したということです。そして、新たに「水稻+菌茸+野菜」、「果樹+水稻」と、データの見直しをさせていただきます。

7 ページでございます。これにつきましても、県の農業生産技術体系を活用しながら変更している部分でございます。

8 ページです。「わさび+水稻+野菜」と追加しています。

もう一度 2 枚物の資料をご覧になっていただきたいのですが、先ほどの所得目標、労働時間については変更ないということで新旧対照表には反映されておりません。また、農地集積率ですが、これも基本的な構想には載せなければならないのですが、県南広域振興局によりますとおおむね 85%と、現行の 65%から見直しをされたところですが、市の方といたしましては、遠野市の現状が 49%でございまして、当面 65%を目指すべきだと、タフビジョンⅡの 5 年後目標が 65%ですので、これに倣うべきだと。

なお、県南地域で 85%以下の目標設定した市町村があるので、遠野市も当面 5 年間は 65%でという考えで設定したものです。

主なポイントを説明いたしました。今回は年間所得、年間労働時間、青年等の所得水準、これについては据え置きということで、大きいポイントとしましては営農類型、先ほど説明しました考え方で見直したということです。他の部分の見直しにつきましても、若干の文言の整備、表現が不適切な部分や誤字等につきまして調整したということです。あとは、農地法の改正に伴いまして、農業生産法人の名称が農地所有適格法人に変更になったということもございまして、その改正をした部分もございまして。他の部分については現行どおりということでございまして、ご審議方よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長

今回、岩手県の変更に伴って市町村でもやらなければならない、法律に基づいて変更計画を作ったということで、市長の方から意見を求められたところでもあります。この変更案につきましては、農政専門委員会で議論していただきました。農政専門委員会委員長報告は報告第 5 号の通りであります。さっそく質疑に入ります。質疑ございませんか。

18 番委員

18 番、阿部です。専門委員会でこのデータの内容について何か問題点とか出なかったのでしょうか。これで経営が成り立つものなのか。そういう部分で疑問点とか出なかったのでしょうか。

農政専門委員長

特にそういった意見は出ませんでした。

議長

事務局から補足ありますか。先ほど局長の話で、トラクターの馬力 30 から 20 になったということと、所得水準 380 万等々、その他にも細かいところがありましたら。

事務局 長	<p>農政専門委員会でも、さまざまな細かいところで意見を頂きました。主なものをご報告させていただきたいと思います。</p> <p>まず、営農類型での生産方針の指標というものは、所得水準の 380 万を目標とするものなのだと、これに取り組むために資金融資を受ける人が有利になることも有るのではないかとこの質問もございましたし、あとは、営農類型が大きいところには機械類が載っているけれども小さい所に載っていないのはなぜか。また、30 馬力から 20 馬力になった理由は何か。さらには、水稲は作業委託に絞っているがコンバインの記載は必要ないのではないかと、若干市の方で訂正した部分もございますが、大きく変わったところではそのような意見も出されております。あとは、建設的な面につきましては、担い手の育成確保が必要ではないのかと。若手就農者の方々をフォローしていく、遠野市の農業振興を図っていくためにも各農業機関との連携を、特に農業普及サブセンターとの意見交換の場も必要ではないかという意見も出されたところでございます。</p>
議 長	<p>かなり厳しい指摘としては、380 万の所得を上げるためには収入 1,000 万を超える必要があるという内容の意見、1,000 万の収入となると農家にとっては難しさがあるという意見もあったと聞いています。</p>
事務局 長	<p>今回の営農類型については実際にこの類型で 380 万を超えた例を挙げているものでございます。このようにやると必ずということではございませんが標準的な例ということで挙げさせてもらっています。</p>
議 長	<p>その他質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 78 号については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は原案のとおり「可」と決し、市長に異議なしの報告をいたします。</p>
議 長	<p>【その他】 それでは、その他に入ります。田中ナオ子委員から要望があります。</p>
23 番委員	<p>昨年度皆さんから収穫していただきましたエゴマですけれども、今、わが家の座敷にまだ干しているのですが、置いていてもどうしようもないので 3 月中にこれを搾油したいと思いますが、搾油費として 12,000 円くらいかかります。約 10 kg 採れたので。それで、12,000 円の経費と今年の経費を総合して、100 ミリのエゴマ油を 1 人 1 本ずつ購入していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。1 本 1,400 円です。それで皆さん、アルツハイマーにならないように飲んで、今年も元気に行きたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>今、田中ナオ子委員から。遊休農地に蒔種して栽培したわけですが、今、乾燥させているわけですが、農林水産振興大会の、食材としての提供とエゴマの紹介ができればいいということで要望があったわけですが、この件については局長から市の方へ申し入れをしていますし、さらに、いろいろな経費がかかっていますので搾油した 1 本 1,400 円をぜひ農業委員の皆様へ 1 本ずつ、1 本以上でも良いと思いますけれども、買っていただきたいという要請でございます。購買するということでもよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議 長	<p>ありがとうございます。それでは1人1本以上、次の総会で、よろしくご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>その他、委員の皆様からございませんか。</p>
3 番 委 員	<p>今、農林水産振興大会の話になりましたけれども、この前地区の協議会で推薦をしていたわけですが、その結果を聞いていなかったなのでそのあたりをよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>直接、農業委員会には関わりがなくて、推薦して、選考委員会が開催されたと聞いています。情報ありますか。</p>
事 務 局 長	<p>各地区から挙げられた表彰内申については、私も審査会の委員として出席をしておりましたが、その結果についてほぼ全員審査の結果認められたということでございます。一部ですが、地域の方に協議をしてもらいたいとお返しをしたものも1件あるのですが、その後確認はしてございませんけれど、1件を除いて20何人は、審査会は「良」ということです。</p>
議 長	<p>1件の地区は分かりますか。</p>
事 務 局 長	<p>●●地区です。</p>
3 番 委 員	<p>農林水産大会の流れで、会議を、農業委員が司会をするということですが、選考委員会があれば選考委員の方が各町の座長になってやっていく方が良いのではないかと思います。</p> <p>あともう一つですが、今回は3月になってしまったわけですが、29年度は11月なのかどうか。</p>
議 長	<p>私のほうから述べさせていただきますが、今年は台風10号の関係で特別ということですから、29年度は11月の開催となります。選考委員には本来、農業者大会は農業委員会が主催していましたが、市当局から農業振興大会、いわゆる農業者大会という名称でやっているけれども、農業の振興は市でやっているのだから市でやるべきではないのかという要請の元、市当局での開催になっていますけれども、その時の要綱・要領から本来私の考えでは、ただいま鈴木委員がお話されたとおりに、農業委員会が主催していた関係上重要などころには農業委員が入っていくべきだと思います。しかし、そうでない形になってきているということで、情報が農業委員会に入っていない。主催団体ということで農業委員会と入っているのですけれども情報が入って来づらいということですので、ありがとうございました。この件についても市当局へ伝えて改善を図っていく必要があったということです。</p>
事 務 局 長	<p>貴重な意見を頂きましてありがとうございます。ただいま会長がおっしゃったとおりに確かに前は農業委員会が主となってやっていた大会が今は市がやるようになって8年目ということでございますが、さまざまな改善点が出てきています。農業委員会が関わる部分でも年々、私から見ても、薄くなってきているかなと感じてきております。今頂きました意見もございまして、農業委員会と農業振興、深く関わってやるような形で要望は必須でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。その他ございませんか。それでは事務局から。</p>
事 務 局 次 長	<p>今回も農業会議さんのほうから、農業新聞の購読あっせん用として皆様のほうに1部ずつお配りしておりますので、活動に際しましてはご活用お願いいたします。それから、ご案内をいたしておりましたけれども、この後組織検討会が、この場で開催されますし、隣で農業委員会だより編集会議を引き続き開催いたします。長時間の会議の後ということで大変ご苦労さまでございますが、委員の皆様にはよろしく願いいたします。</p>

議長

ありがとうございました。冒頭お話をさせていただきましたとおり、市長が、新体制に伴う農業委員会の組織はどうかと待っていることだろうと思います。今、総会制でやっておりますが、農業委員会に関する法律の中で部会をすることができるということになっております。ですから検証されて総会制にするか、昔のように農地部会、農業振興部会という部会制にしていくのかどうかというところまでご検討いただければと思います。

なお、農業委員の募集、農政最適化推進委員を募集するわけでありましてけれども、この募集要項なくして募集はできません。ですから、募集要項の原案、さらには、募集するときの応募様式、そして、募集されてきますと今度は選考規定を作らなければならない、そういう事務がございます。これでやっていると、応募するときには農業委員の報酬がないと、勤務条件がないと、募集をかけられないということになりますから、報酬をいくらにするかということは報酬審議会が決まりますから、そのまま決まらないかと思いますが、市長側とキャッチボールしていく中で額が決まらなないと、このくらいお支払しますということで募集しなければならない、大変内容が不確定と思われましてけれども、ぜひ、組織検討委員会の皆様にはよろしく願いをしたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第96回遠野市農業委員会総会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午後5時9分開会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年 月 日

遠野市農業委員 23番 _____

同 24番 _____

遠野市農業委員会会長 _____